

食について放射能を考える



会津磐梯山と稲穂

食品放射能濃度基準値(H24.4より)

	ヨウ素 131 (Bq/kg)				セシウム 134・セシウム 137 (Bq/kg)				
新基準値	平成24年4月からの新基準値では 設定されていません				飲料水	牛乳	一般食品	乳児用食品	
					10	50	100	50	
暫定規制値	飲料水	牛乳・ 乳製品	野菜類 (根菜・芋類 を除く)	魚介類	飲料水	牛乳・ 乳製品	野菜類	穀類	肉・卵・魚・ その他
	300	300	2000	2000	200	200	500	500	500

経過措置



昨年(2015年)の基準値超え品目

<2015年9月29日現在>

- ・うど(檜葉)、ふき(葛尾)、うるい(郡山)
- ・ぜんまい(田村)、わらび(広野、南相馬)
- ・ふきのとう(南相馬)、大豆(本宮)
- ・川魚(ヤマメ、イワナ、アユ):阿武隈川水系
- ・海産魚(シロメバル:富岡、イシガレイ:いわき)
- ・自家米(玄米:福島)

注) これらの産品すべてが汚染している訳ではありません。基準値超過の割合はごく僅かです。

汚染食品類の傾向

事故後に降下した放射性物質に由来

- 作物吸収：玄米、キノコ、柑橘類、山菜類
- 表面付着：土埃・汚染が間接付着した野菜等

二次的(食物連鎖的)汚染

- 汚染土を食した魚：淡水魚、底生魚
- 汚染作物を食した動物：イノシシ、クマ

乾燥濃縮

- 乾燥食品：干し椎茸、あんぽ柿、干し芋、お茶、切干し大根、漢方薬(煎じた植物等)

福島食品モニタリング ＜世界一の検査体制＞



食品を切り刻まず放射線量を検査する測定器＝福島市

- 米、牛肉、
あんぽ柿
全数検査

- その他食品
定期的な
抜き取り検査

流通品の
安全確保を保持

農林水産物の緊急時モニタリングの実施手順

- 生産量や出荷額等を勘案し、市町村や関係団体等と協議して、品目やサンプル採取場所等を決定
- 出荷の直前から出荷期に、決められた採取場所から県がサンプルを採取し、県農業総合センターに搬入
- 抽出したサンプルの可食部を細かく粉砕して容器に詰め、ゲルマニウム半導体検出器で測定
 - 検出下限値： ^{134}Cs 、 ^{137}Cs 合計で20Bq/kg未満となるよう設定
 - 測定時間：0.7リットルマリネリ容器600秒、U-8容器2,000秒



サンプルを細かく粉砕



容器に詰める



Ge半導体検出器で測定

米の全量全袋検査について

全量全袋検査は世界初の取組み！

○ 2011年産米の緊急時モニタリングの終了後に食品衛生法の放射性セシウムの暫定規制値500Bq/kgを超える米を検出

緊急調査の実施し、暫定規制値を超えた3市9旧市町村に出荷制限

○ 2012年4月1日、基準値100Bq/kgに引き下げ

◎ 基準値を超える県産米を決して流通させない取組が必要

→深耕・反転耕の除染、塩化カリ資材散布等の吸収抑制対策を徹底

→全ての県産米を対象に「全量全袋検査」を2012年産から導入



【事業実施主体】: ふくしまの恵み安全対策協議会
(市町村等单位に37地域協議会設立)

【検査機器設置台数】: 202台

県内全ての地域、全ての米が対象

（2）バーコードラベルについて



2014産米の検査用の
バーコードラベル

（3）検査済ラベルと米の出荷・販売について



検査済ラベル（2014年産米用）



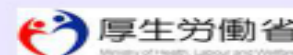
精米袋用ラベル（2014年産米用）

各自治体等で実施された検査結果について、厚生労働省で
取りまとめてホームページで公表

- 地図を用いてわかりやすく記載
- 放射性物質が検出されなかった場合は、検出下限値を記載
- 各自治体の検査計画・実施状況もホームページで公表



引用：環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」



『産地、品目等からの検査結果の検索については、厚生労働省のホームページ「検査結果の検索サイト」から検索できます。』

参考URL：<http://www.radioactivity-db.info/preflist.aspx>

最新情報はパソコン、スマートフォン等でも検索可能：「出荷制限」



「原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等」 25